

令和 8 年 9 月 定 例 会

請 願 文 書 表

目 次

請願 番号	件 名
3 5	腎臓病患者の医療と生活の改善に関する件
3 6	不当な差別的言動の解消及び府民の人権と尊厳を守る取組の推進を求める件

腎臓病患者の医療と生活の改善に関する件

要 旨

府内の 2 3, 3 9 6 人（2 0 2 4 年 1 2 月末現在）の透析患者は、医療技術の進歩や各種施策により、比較的安定した透析治療を受けており、多くの透析患者が社会復帰を果たしています。

しかし、患者の高齢化や長期透析患者の増加により、合併症や重複障がい等で透析施設に通院することが困難な患者が増加しています。一方で、これらの患者を受け入れる透析施設を併設または隣接する高齢者福祉施設はほとんどありません。また、透析患者は高齢者や年金暮らしの者が多く、家計は非常に厳しく、各施策の見直しによりこれ以上の自己負担を求められると生活していくことができません。

近年、台風や豪雨などによる災害が全国各地で多発していますが、いかなる状況下であっても、透析患者は透析を受けるための通院が必要です。また、透析患者には食事制限があり、管理を誤ると命に関わる事態にもなります。

さらに、臓器移植法の施行以降、脳死への関心の高まりとは反対に、心停止後の腎臓提供が少なくなり、多くの患者が腎臓移植を待っています。

ついては、患者が安心して充実した日々を送れるよう、腎臓病対策の総合的かつ有機的な取組み、腎疾患総合対策の早期確立を求めて、下記のとおりお願いします。

記

- 1 透析患者の経済的負担がこれ以上増えないよう、重度障がい者（児）医療費助成制度を継続すること。
- 2 透析患者が安心して透析が受けられるよう、必要な対策を実施すること。
 - (1) 重複障がいにより歩行困難な 6 5 歳未満の透析患者の通院について、障害者総合支援法が容易に活用できるよう、制度の充実を各市町村に助言すること。
 - (2) 重複障がいにより歩行困難な 6 5 歳未満の透析患者の通院について、府として通院送迎のための施策を検討すること。
 - (3) 大規模災害が発生した場合、透析患者が安心して治療が受けられるよう、体制を整備すること。
 - (4) 合併症による重複障がい等により、透析患者が通院困難となった場合でも治療が受けられるよう、環境を充実すること。

(5) 新興感染症の発生・蔓延に備え、透析患者が新興感染症に罹患した場合、医療機関で安心して治療が受けられるよう、府として体制を整備すること。

3 府内の医療機関において、臓器移植が一例でも多く行われるよう、府としてより効果的かつ具体的な対策を講じること。

請 願 者 住所 個人情報のため省略
 氏名 団体

紹 介 議 員 和 田 賢 治 前 田 将 臣 藤 村 昌 隆
 中 野 剛 しかた 松 男 中 井 も と き
 野々上 愛 石 川 た え

受理年月日 令和8年9月29日

不当な差別的言動の解消及び府民の人権と尊厳を守る取組の推進を求める件

要 旨

不当な差別的言動いわゆるヘイトスピーチは、対象となる個人又は集団の人権と尊厳を傷つけるだけでなく、社会に差別的意識を広げ、府民が安心して暮らすことのできる社会の基盤を損なうおそれがあります。

現行の法令では、特定の民族、国籍又は国・地域の出身等に対して、排除・排斥を扇動するもの、危害を加えようとするもの、著しく侮辱するものについては、ヘイトスピーチとして定義されていますが、とりわけ、国籍、民族的出自、ルーツ等を殊更に暴露、強調又は流布することにより、特定の民族、国籍又は国・地域の出身等に対する差別的意識を助長又は誘発する言動については対象とされておらず、このような言動に十分に対応できない場合があります。

表現の自由に十分配慮しつつも、単にヘイトスピーチをしてはならないとの理念を掲げるだけでなく、府民の人権と尊厳を守り、ヘイトスピーチの解消及びその繰り返しを防止するための実効性ある仕組みが必要です。

ついては、下記のとおり請願します。

請 願 事 項

- 1 特定の民族、国籍又は国・地域の出身等に対する差別的意識を助長又は誘発する目的で、個人又は集団の国籍、民族的出自、ルーツ等を殊更に暴露、強調又は流布する言動について、ヘイトスピーチとして認定できるよう、国に対し認定基準及び類型の拡充を求めること。
- 2 府においても、差別的意識を助長又は誘発する目的で、個人又は集団の国籍、民族的出自、ルーツ等を殊更に暴露、強調又は流布する言動について、現行条例の趣旨を踏まえ、ヘイトスピーチとして適切に対応できるよう、認定及び対応の在り方を明確にすること。
- 3 反復的かつ悪質なヘイトスピーチに対しては、自発的な是正を促す行政指導を行い、改善が見られない場合には、中立的な審査機関による適正な判断を経た上で、中止勧告・命令、氏名等の公表、公の施設の利用制限などの段階的な是正措置や、罰則の導入について検討すること。
- 4 大阪府議会基本条例において、議員によるヘイトスピーチの根絶及び人権尊重に関する規定を明文化すること。

- 5 各政党・政治団体に対し、選挙運動や政治活動においてヘイトスピーチや人権侵害が行われないよう、立候補予定者説明会等の様々な機会を活用し、ヘイトスピーチの解消をはじめとする人権尊重に関する啓発を拡充すること。

請 願 者 住所 個人情報のため省略
 氏名 個人

紹 介 議 員 山田 けんた

受理年月日 令和8年9月29日